

秋田市告示第283号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
クオール薬局秋田牛島西店	秋田市牛島西一丁目7番9号	令和6年8月1日
訪問看護ステーション デューン秋田南	秋田市御所野湯本五丁目1番12号 ヨコウンエステート秋田B棟1階103号室	令和6年8月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
小澤歯科医院	令和6年5月18日